

学校施設使用の皆様へお願い

【駐車・駐輪・喫煙等のルールについて】

- ・ **車で**の来校は**原則禁止**です。周辺への車での送迎・路上駐車もご遠慮ください。
なお、一部、道具の運搬等の必要に応じて、1 台のみ駐車できる学校があります（裏面参照）。
- ・ 自転車は、所定の駐輪場にきれいに整理して駐輪してください。
- ・ 学校敷地内及び学校周辺（校門外など）での**喫煙・飲酒は厳禁**です。

【使用手続きについて】

- ・ 使用前に学校管理受付員（又は管理人）に「三鷹市生涯学習・スポーツ施設団体利用カード」（小学校校庭は、「三鷹市立小学校校庭使用承認書」）を提示してください。
- ・ キャンセルや開始時間に遅れる場合及びカード又は使用承認書を持参できない場合は、事前にスポーツ推進課（小学校校庭は住民協議会）へご連絡ください（連絡なく使用区分の半分を過ぎた場合は、使用する意思がないものとみなします。）。
- ・ 施設を使用する際に、**開放日誌に必要事項を記入**してください。
- ・ 学校体育施設の空き区分は、3 日前まで生涯学習施設等予約システムで予約できます（小学校校庭を除く。）。
当日の使用申請はできません。
- ・ 使用の権利を他団体に譲渡、転貸することはできません。

【使用上の注意事項について】

- ・ **使用開始時間及び使用終了時間を厳守**してください。使用時間には準備・後片付けの時間も含まれます。
- ・ 使用後は、窓（施錠）・トイレを含めた見回りをし、**ゴミは必ず持ち帰り**、トイレなど汚れていた場合は清掃してください。 体育館はモップをかけ、校庭・テニスコートはブラシなどでの整備を必ず行い、所定の位置に戻してください。
- ・ 施設や用具は許可されたもののみを使用し、大切に请使用ください。ボール、ラケット、シャトル、マット、電子得点板、扇風機、遊具等の**学校備品は使用できません**。使用できる用具は学校によって異なりますので、詳細はスポーツ推進課までお問い合わせください。
- ・ **近隣住民へ十分配慮**して使用してください（特に騒音）。
- ・ 予約時の種目以外での活動や 18 歳未満の方のみでの活動はできません。
- ・ 窓ガラス等の学校施設・設備に**万一損傷があった場合は、必ず学校管理受付員（または管理人）及びスポーツ推進課に報告**し、実費弁償等、適切な対応をしてください。
- ・ **ケガをした場合は、学校管理受付員（または管理人）及びスポーツ推進課に報告**をしてください。

体育館

- ・ 体育館では水分補給以外での飲食は禁止です。
- ・ **体育館をご使用の際は、屋内用のシューズを履いてください。**開放日誌にファイルしてある「木製床等の靴底の制限について」をご覧ください。**※屋外用のシューズの底を拭いてのご使用はできません。**
- ・ 設備・備品の保護のために、**球技種目の場合は舞台前の白い防球ネットを必ず引いて活動し、終了時には所定の位置に戻してください。**
- ・ 体育館の**空調設備は、暑さ指数（WBGT）25℃以上 で使用できます。**使用する際は、**熱中症指数計で計測し、開放日誌に記入してください。****暖房は使用できません。**詳細は、市ホームページまたは開放バッグ内の「三鷹市立学校体育館空調設備 利用ガイドライン」をご覧ください。

屋外施設（校庭・テニスコート）

- ・ **雨天等の使用の可否は、使用時間の 15 分前**に管理人が判断しますので、スポーツ推進課にお問い合わせください（**学校への問い合わせは不可**）。 小学校校庭は、学校管理受付員が判断します。
- ・ 当日の雨天によるキャンセルは、スポーツ推進課にご連絡ください。
- ・ 校庭を野球、サッカー等で使用する際は、金属スパイク、硬球の使用はできません。
- ・ 使用した石灰の空き袋は、必ずお持ち帰りください。なお、小学校校庭の石灰は、残り 3 袋になりましたら、住民協議会までご連絡ください。

*** 学校への直接の連絡はできません。**

問い合わせ及び忘れ物等についても、スポーツ推進課（小学校校庭は住民協議会）へご連絡ください。

* 注意事項に違反した場合は、使用をお断りすることがあります。

*** 使用承認後であっても、学校行事・市の主催事業等で使用の取消しをお願いする場合がありますので、ご了承ください。**

* 学校教育施設であることに充分配慮し、学校職員、管理人、学校管理受付員等の指示に従って使用してください（翌日の授業に支障がないよう十分配慮してください）。

【駐車について】

- ① 道具の運搬等の必要に応じて、1台のみ駐車できる学校があります。必ず決められた場所に駐車してください。
- ② 「事前連絡」・「スポーツ推進課が発行する駐車許可証」が必要な学校の場合は、スポーツ推進課にご連絡ください。
- ③ 駐車許可証は、フロントガラスから見える位置に掲示してください。

（令和7年2月1日現在）

第一小学校	1台のみ駐車可 (※事前連絡が必要)	北野小学校	1台のみ駐車可(校庭使用団体は事前に配付する駐車許可証の掲示が必要。)
第二小学校	1台のみ駐車可	井口小学校	1台のみ駐車可(学校警備室で駐車許可証を受け取り、掲示が必要)
第三小学校	駐車禁止	東台小学校	1台のみ駐車可(体育館使用団体は、スポーツ推進課が発行する駐車許可証の掲示が必要)
第四小学校	駐車禁止	羽沢小学校	1台のみ駐車可(学校警備室で駐車許可証を受け取り、掲示が必要)
第五小学校	1台のみ駐車可(長期休業中の平日の日中は、体育館使用団体の駐車禁止)	第一中学校	1台のみ駐車可
第六小学校	1台のみ駐車可(学校警備室で駐車許可証を受け取り、掲示が必要)	第二中学校	1台のみ駐車可
第七小学校	駐車禁止	第三中学校	1台のみ駐車可
大沢台小学校	駐車禁止	第四中学校	駐車禁止
高山小学校	1台のみ駐車可 (※事前連絡が必要)	第五中学校	駐車禁止
南浦小学校	1台のみ駐車可	第六中学校	駐車禁止
中原小学校	1台のみ駐車可	第七中学校	駐車禁止

◇学校施設は皆さんの貴重な財産です。きれいに大切に请使用ください◇

「スポーツパーソン」らしく、ルールに則った行動をお願いいたします。